育児休業延長の許容に関する申出書

(宛先)さいたま市　　福祉事務所長

令和６年度の保育施設利用申込を行うに当たり、希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できることを申し出ます。

※　申し出に当たっては、下記についてご確認ください。

記

①　利用調整（選考）において、指数が減点されます。

②　利用調整（選考）の結果、希望保育施設に空きがある場合には、利用内定

となります。

③　育児休業の延長を許容できなくなった場合には、申込締切日までに区役所支援課へ申込内容変更届を提出する必要があります。

④　育児休業の延長を許容できる場合には児童の面接は不要となります。ただし、③の届け出があった場合には、第一希望の保育施設で児童の面接を受ける必要があります。

⑤　利用調整結果通知書は、初回のみの発送となります。翌月以降も保育所に入所できていないことを証明する書類が必要な場合は、申し出てください。「保育の実施状況確認書」を発行します。

以上、確認の上、了承しました。

令和　　年　　月　　日

誓約者氏名

児童氏名

児童生年月日 　　　　　　　平成・令和　　 ．　　．